

農林水産物・食品の海外での模倣品対策を支援します

～知的財産の保護・活用等を検討してみませんか？～

農林水産省では、海外において、日本の農林水産物・食品の模倣品・侵害品による被害を未然に防ぐことまたは被害対策を目的に、弁護士や弁理士等が個別相談を行い、助言や具体的な対策などを提案するコンサルティング事業を実施しています。

相談
無料

ご相談例

- ・店舗やオンラインショッピングサイトで、自分たちの偽物らしき商品を発見したが、対処方法が分からない
- ・海外での模倣品対策に関心があるが、何から始めればよいか分からない
- ・海外で自分たちに関係のない第三者に商標等を登録されて困っている

【募集対象国・地域】

タイ、中国、香港、台湾、EU、米国、ベトナム、シンガポール等

【相談対象者】

海外における模倣品対策を希望される方

※日本国内、海外にお住まいの方どちらからでもご相談可能です。

【相談方法】 メール・電話・Web会議

【募集時期】 2024年5月～2025年2月（上限件数に達した場合は、早期終了）

【相談窓口】

香港 農林水産物・食品 輸出支援プラットフォーム

E-mail: HKGEvent(at)jetro.go.jp （※送信の際は(at)を@に変えてください。）

※ご相談頂く際は、以下情報について、ご存知の範囲でご提供ください。

- ・お名前・貴社（貴団体名）・ご連絡先
- ・実際の模倣品・侵害品または模倣品・侵害品対策を講じたい商品名、写真等
- ・（実際に模倣品・侵害品がある場合）発見日時・場所（ウェブ上の場合はそのURL）

※当該事業は農林水産省の事業の一部であり、予算の執行状況等によりご希望に添えない可能性もございますので、予めご了承ください。